

【 視 点 】

都市計画マスタープランと市民参加

財団法人土地総合研究所

常務理事 田島 秀夫

都市計画マスタープランは、平成4年（1992年）の都市計画法の改正により、同法18条の2として創設されたものである。同項では住民に最も近い立場にあり、基礎的な自治体である市町村が「都市計画に関する基本的な方針」を定めることが義務付けられている。

その「都市計画に関する基本的な方針」である都市計画マスタープランは、市町村議会の議決を経て定められた「基本構想」（地方自治法第2条5項）と市町村計画（国土利用計画法第4条）ならびに都道府県が定める「市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発または保全の方針」（都市計画法第15条）などの上位計画に即した策定が望まれている。

しかしながら、これらの上位計画はいずれも、各該当事項の長期的な指針や方針を示すものであり、また都市全体を対象としたことから、地区ごとの将来のあるべき姿、地域における都市づくりの課題などを明らかにするには一定の限界があった。

そこで、都市計画マスタープラン策定にあたっては、都市計画決定権者である市町村が、その創意工夫の下に、住民の意見を反映させながら都市づくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動等を支える諸施設の計画等をきめ細かく総合的に定めるとしている。

また、都市計画マスタープランには（1）都市づくりの理念や都市計画の目標（2）全体構想（目指すべき都市像と、その実現化のための主要課題、課題に応じた整備方針等）（3）地域別構想（あるべき市街地像、実施されるべき施策）の項目を含めるともされている。

さて、小生の居住する川崎市では、上述の都市づくりの理念として「市民が主体的に参加する都市」などを掲げ、全体構想素案を発表し、市民参加による都市計画マスタープラン区別構想検討委員会が発足した。全市7区のうち既に3区では最終発表会を終え市長へ区民提案が提出されている。

私事で恐縮であるが、昨年6月より「都市計画マスタープラン麻生区構想検討委員会」にボランティアで参加している。総数33名で、町づくり委員15名、公募13名、推薦（JA、町会他）5名の構成となっている。事務局は市役所の都市計画課と区役所区政推進課が担い、そこにコンサルタント会社が支援している。

最初の委員会での自己紹介でも、麻生区は緑が多く、景観が優れていること等から住み心地のすばらしさに満足し、さらに向上させていきたいとの意見が多かった。中でも、町

づくり会議からの委員は平成12年2月から活動し、フィールドワークやアンケート調査等でまとめた「地区カルテ」の成果品を真摯に発表し、羨ましく思う程和気藹々として、都市計画マスタープランにかける意気込みの強さを感じた。

都市計画マスタープランのガイダンスでは事務局が懇切丁寧に説明したが、上述のごとく国と地方自治体の土地利用秩序形成権限にひずみが残されている状況の中では仲々完全な理解が困難であった。

そのことが、昨年末から始まった各町内会単位で行うヒヤリングやミニフォーラムでも出席者の多くから噴出した。

区内見学会で日頃出向かない地区の様子を詳細に見たり、緑地保全方策、農業の現状と課題ならびに交通計画などの勉強会を通じ大分区内の全体像が把握できた。

現在は4月下旬の「出前フォーラム」に向けて、各班が頻繁にヒヤリングやミニフォーラム及び資料作成に精を出している。

未だ行政とパートナーシップに結ばれた委員会活動の途中段階であるが、市民参加の各委員は相互に交流しながら社会貢献に汗を流している。

小生も地元の柿生禅寺丸柿の苗木を頂き庭に植えたり、1月28日には関東圏で最後の「だるま市」に麻生不動尊に出掛けたり、地域の文化にのめりこんで楽しんでいる次第である。

以上